

# 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 指定地域密着型通所介護事業重要事項説明書



当事業所は介護保険法の指定を受けています。  
(昭和村指定 第1072700022号)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	10

## 1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
(2) 法人所在地	群馬県利根郡昭和村大字糸井624番地
(3) 電話番号	0278-20-1126
(4) 代表者氏名	会長 新木 敬司
(5) 設立年月日	平成元年10月2日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定地域密着型通所介護事業所
(2) 事業の目的	地域密着型通所介護サービスの提供
(3) 事業所の名称	昭和村社会福祉協議会昭和の里
(4) 事業所の所在地	令和4年4月1日昭和村指定第1072700022号 群馬県利根郡昭和村大字糸井624番地
(5) 電話番号	0278-30-2121
(6) 事業所長（管理者氏名）	佐藤 智昭
(7) 当事業所の運営方針	

一、地域密着型通所介護サービス計画に基づき、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

二、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

三、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、地域の連携・協力に取り組み、地域での支え合いや地域活性化等に努めるものとする。

(8) 開設年月日	令和4年4月1日
(9) 事業者が行っている他の業務	

当事業者では、次の事業もあわせて実施しています。

【居宅介護支援】平成12年4月1日	群馬県指定第1072700022号
【訪問介護】平成12年4月1日	群馬県指定第1072700022号
【訪問型サービス】平成30年4月1日	昭和村指定第1072700022号
【通所型サービス】平成30年4月1日	昭和村指定第1072700022号
(10) 利用定員	18人（地域密着型通所介護）

## 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域	昭和村全域
(2) 営業日及び営業時間	

営業日 月曜日～土曜日まで。但し、12月29日～翌年1月3日を除く。  
サービス提供時間 9時00分～17時00分まで

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人數	職務の内容
管理者	1名（兼務）	従業者の管理及び業務管理の総括など
生活相談員	2名以上（兼務）	利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整など
介護職員	3名以上（兼務）	日常生活の世話及び介護など
看護職員	2名以上（兼務）	健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置など
機能訓練指導員	2名以上（兼務）	機能の減退を防止するための機能訓練など
調理員	1名以上（兼務）	食事の提供

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

利用料金が介護保険から給付される場合  
利用料金の全額をご契約者に負担いただぐ場合

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割または8割、7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食費は別途頂きます）

- ・当事業所では、調理員がご契約者と相談のうえ、身体の状況及び嗜好を考慮し、希望に沿った食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

②入浴

- ・ご契約者の希望、身体の状況等により入浴又は清拭を行います。寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。ご契約者が安心して入浴できるよう状況に応じ安全に介助を行います。

③排泄

- ・ご契約者の状況に応じて、プライバシーに配慮し適切な排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復・維持又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・看護職員による、血圧、脈拍、体温測定を行います。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

⑥社会生活上の便宜

- ・当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、生活を実りあるものとするため適宜レクリエーション行事を企画します。

⑦送迎

- ・交通規則を守りご契約者の身体の状況及び希望に配慮し安心して利用できるよう安全に送迎を行います。

〈サービスの利用料金〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

①通所サービス利用料金（6時間以上7時間未満）

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの利用料金	6,780	8,010	9,250	10,490	11,720
自己負担金（1割）	678	801	925	1,049	1,172
自己負担金（2割）	1,356	1,602	1,850	2,098	2,344
自己負担金（3割）	2,034	2,403	2,775	3,147	3,516

②入浴費

入浴費1回あたり400円

但し、自己負担額は1割40円、2割80円、3割120円です。

③サービス提供体制強化加算（I）

ご利用1回あたり220円。

但し、自己負担額は1割22円、2割44円、3割66円です。

④介護職員等処遇改善加算（I）

1ヶ月の自己負担額（食費は除く）の1000分の92に相当する額

◇ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

◇ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

◇介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食費（昼食・夕食）

ご契約者に提供する食事の材料費や調理料にかかる費用です。

料金：1回あたり600円（おやつ代含む）

②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（おむつ、日用品や教養娯楽費等）

◇経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとの計算とし、翌月15日までに計算しご請求しますので、末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 指定口座への振り込み

利根郡信用金庫昭和支店 普通預金 0068957

社会福祉法人 昭和村社会福祉協議会

イ. 金融機関による口座振替

ご利用できる金融機関：利根郡信用金庫本支店

：利根沼田農業協同組合本支店

：ゆうちょ銀行

ウ. 現金によるお支払い

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。

取消利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
取消利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了にともなう援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられていたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 噸煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 8. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 9. 契約の終了について（契約書第17条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ③要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等

を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 10. サービス提供に当たって

(1) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者・家族の意向を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者または家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付致しますので、ご確認いただくようお願いします。

(2) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。

(3) 災害（自然災害及び感染症等）の発生により事業所が通常営業する事で利用者の健康や安全が著しく損なわれると判断した場合、利用者・家族に説明を行い同意を得た上で、一時的に休業、または縮小しサービス提供を行います。

## 11. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者 管理者 佐藤智昭

(2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止の為の指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を実施します。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 12. 身体拘束について

当事業所では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者ご本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられるときは、ご本人及びご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限ります。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶ事を防止する事が出来ない場合に限ります。

\*利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 13. 非常時災害時の対策

- ①従事者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- ②事業者は、事業所の防火担当責任者を選任する。
- ③防火担当責任者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。
- ④事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、避難及び救出その他必要な訓練を定期的に行う。

## 14. 衛生管理等

- (1) 当事業所の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒および感染症の発生を防止するため措置について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ②事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
  - ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 15. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 16. 運営推進会議について

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護事業所を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、利用者・家族・地域住民の代表者・地域包括支援センター又は市町村の職員・地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヵ月に1回以上会議を開催します。

## 17. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用の窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口（担当者）

昭和村社会福祉協議会 新木 卓巳

0278-30-2121

#### ○受付時間

毎週月曜日～金曜日 8時15分～17時15分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

昭和村役場健康福祉課	所在地：利根郡昭和村大字糸井388番地 電話番号：0278-24-5111 FAX：0278-22-4989 受付時間：8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会	所在地：前橋市元総社町335番地の8 電話番号：027-290-1323 FAX：027-255-5308 受付時間：8時30分～17時15分
群馬県社会福祉協議会	所在地：前橋市新前橋町13番地の12 電話番号：027-255-6669

FAX : 027-255-6173

受付時間：8時30分～17時15分

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い  
同意を得て交付いたしました。

昭和村社会福祉協議会 昭和の里

説明者職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始  
に同意し受領しました。

利用者住所

氏 名

印

代筆者

印

(続柄： )